

改定八潮市建築物耐震改修促進計画<<概要版>>

1 はじめに

(1) 計画改定の背景

前計画は、平成 21 年 7 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 5 条に基づき、国が示す「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」と「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を勘案しつつ、「八潮市総合計画」及び「八潮市地域防災計画」との整合を図り策定した。

前計画が平成 27 年度をもって終期となったことから、新たに平成 28 年度から平成 32 年度までの計画について改定したものである。

(2) 目的

本計画は、市民等の生命と財産を守るため、地震により想定される被害の低減を目指し、効果的な施策を検討することにより、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的とする。

(3) 対象建築物

昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準で建てられた、つぎの建築物

① 住宅：戸建住宅、併用住宅、共同住宅

② 多数の者が利用する建築物

- ・幼稚園、保育園等：階数が 2 以上、かつ、延べ面積が 500㎡以上
- ・小中学校、老人ホーム等：階数が 2 以上、かつ、延べ面積が 1,000㎡以上
- ・学校（小中学校除く）、病院、集会場、事務所、賃貸住宅（共同住宅に限る）等：
階数が 3 以上、かつ、延べ面積が 1,000㎡以上の建築物
- ・ほか、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 14 条に規定された建築物

2 建築物の耐震化の現状と今後の目標（平成 32 年度）

(1) 住宅

①耐震化率は、現状（平成 28 年 4 月 1 日）の 81%から 95%を目指す。

- ・住宅棟数は、現状で 21,030 棟、そのうち耐震性のない住宅棟数は、4,108 棟と推計される。

・目標を達成するには今後施策を通じて、約 1,800 棟を耐震化する必要がある。

(2) 多数の者が利用する建築物

①市有建築物の耐震化率は、現状の 94%から 100%を目指す。

- ・対象となる建築物棟数は、現状で 48 棟、そのうち耐震性が確保されていない建築物は 3 棟ある。

（市役所本庁舎、文化スポーツセンター、中央保育所・職員住宅）

②民間建築物の耐震化率は、現状の 84%から 95%を目指す。

- ・対象となる建築物棟数は、現状で 204 棟、そのうち耐震性のないものは 33 棟と推計される。

3 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化の促進に向けた取組方針

- ・住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として意識し、自らの責任において取組むことが不可欠。
- ・市は、建物所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減が重要となることから、耐震診断及び耐震改修の支援について、国・県の施策と連動し、適切な役割分担、連携の下に取り組む。
- ・市は、耐震化目標を設定し、地震発生時の被害を軽減するための働きかけや支援、施策等に取り組む。

(2) 各取組における具体的な施策

① 住宅の耐震化の促進に関する取組

- ・耐震改修等支援の実施

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助金交付制度の実施（H22年度～継続）

【今後の取組み】

補助金交付制度拡充の検討

（耐震シェルター等設置に対する補助金交付制度の検討）

空家対策と併せて補助金交付制度の見直しの検討

- ・相談窓口の設置及び情報提供（H22年度～継続）
- ・リーフレットの配布及び出前講座等による啓発
防災訓練時における啓発
無料簡易耐震診断の実施

② 多数の者が利用する建築物（公共建築物）

- ・目標を達成するために、市は、公共施設マネジメント計画に基づき、耐震診断の結果、耐震性が確保されていない建築物については耐震化等を図るものとする。（耐震性の確保されていない建築物3棟）

③ 多数の者が利用する建築物（民間建築物）

- ・目標を達成するため、県と市との役割分担に基づき、県との連携により、今後の取組みによって耐震化を促進する。
- ・県の補助制度を利用し、多数の者が利用する建築物の耐震化を促進し、所有者の費用負担の軽減を図る。
- ・耐震サポーター登録制度の活用
- ・耐震マーク表示制度の周知
- ・緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

④ その他地震災害に関する取組

- ・地震保険の加入促進を図る
- ・ブロック塀倒壊の防止対策として、調査や倒壊防止の普及啓発及び改修等指導の実施

- ・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井脱落防止対策として、調査や落下防止の普及啓発及び改修等指導の実施
- ・地震ハザードマップにより、建物被害や液状化等の被害想定並びに災害に対する情報等の周知を図る

4 支援体制

(1) 彩の国既存建築物地震対策協議会

- ・会員である埼玉県、県内市町村及び建築関連団体と連携の下、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する。

(2) 応急危険度判定士体制の整備

- ・災害発生時の応急危険度判定活動ができる体制が整えているが、さらなる充実を図る。

5 耐震化を促進するための新たな課題

- ・平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、新耐震基準により建築された住宅についても、多数の倒壊があったと報告されている。
- ・これは耐力壁の設置のバランスへの考慮や柱とはりや土台等の接合部に金物を施工する基準が改正された平成 12 年以前の建物である。
- ・今後は、新耐震基準の建物についても、工事施工中の現場パトロールによる金物施工のPRや無料簡易耐震診断の積極的实施、補助金交付制度の見直しにより耐震化の促進を図る。
- ・なお、今後の耐震化に向けての取組みについては、法改正等、国の動向に注視し必要に応じて本計画の見直しを行う。